

府中町ブロック塀等安全確保事業のご案内

地震等におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害の防止や避難経路を確保するため、避難路沿道等に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却およびフェンス等への建替え工事に要する経費の一部を補助する制度を設けています。

1. 事前相談

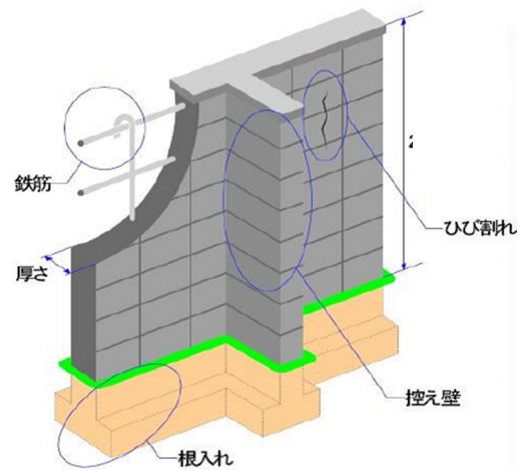
制度を利用する人は、安全基準をご確認いただき、ブロック塀等の状況（全景、傾き、ひび割れ等）のわかる写真をご準備のうえ、**工事の契約前に府中町建築課へご相談ください。**

※ 相談前に工事を実施した場合、補助の対象となりません。

2. 対象となるブロック塀等

次のすべてに該当するブロック塀等

- (1) 避難路沿道等に面している
- (2) 安全基準に適合しないなど危険である
- (3) 道からの高さが1mを超えている



コンクリートブロック塀の場合の安全基準

- ① 塀の高さは道から2.2m以下
- ② 塀の厚さは10cm以上（塀の高さが2.0m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- ③ 基礎がある（塀の高さが1.2m超の場合は根入れ深さ30cm以上）
- ④ 塀に傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- ⑤ 塀の高さが1.2m超の場合、塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある
- ⑥ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている

組積造（れんが、石等）の塀の場合の安全基準

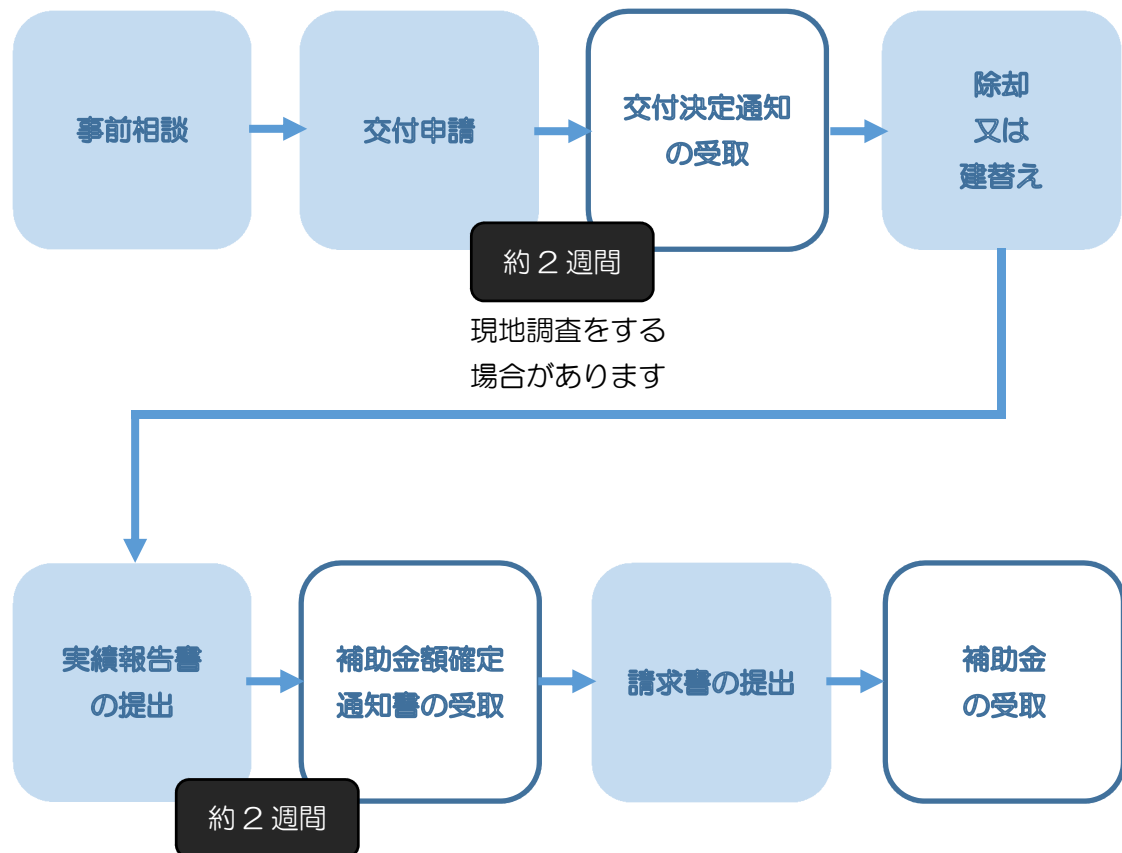
- ① 塀の高さは道から1.2m以下
- ② 塀の厚さは高さの1/10以上
- ③ 基礎がある（根入れ深さ20cm以上）
- ④ 塀に傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- ⑤ 塀の厚さが高さの15%未満の場合、塀の長さ4m以下ごとに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある

3. 補助金額

補助の対象となるブロック塀等の除却又は建替に要する経費の2/3（千円未満切り捨て）で、**上限は除却が15万円、建替が30万円（除却15万円、新設15万円）**です。

※ ただし、補助対象となるブロック塀等の延長1mにつき8万円を乗じた額を上限とします。

4. 制度利用の流れ



5. その他注意事項

補助対象となるブロック塀等を除却後の建替えは、安全上支障のない軽量フェンス等の設置は補助の対象ですが、**再度ブロック塀を設置する場合は除却を含め補助の対象外**です。

補助対象となる構造物の基準について詳しくは、府中町ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱をご覧ください。下記にお問い合わせください。



お問い合わせ先：府中町建設部建築課住宅係

〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号

TEL：082-286-3174

受付：月~金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30~12:00 13:00~17:15

ホームページ：<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/>

※ 申請に関する要綱・様式は府中町のホームページからダウンロードできます。